

市町村地震防災対策アクションプログラムガイドライン概要

～ 全国初、アクションプログラム策定の手引書作成 ～

1. 市町村地震防災対策アクションプログラムの必要性等

「東南海・南海地震」の発生確率が最も高くなる30年後に、奈良県のあるべき姿に向かって、戦略を立てて望まなければ、この広域災害を生き抜くことはできない。

平成17年度

県は「奈良県地震防災対策アクションプログラム」を策定した。基本理念の実現や減災目標達成のため10の「施策の柱」、301の「アクション項目」などにより実現する。「アクション項目」の約8割が市町村と共に実施すべき項目で、市町村においてもアクションプログラムを作成していただく必要性を認識した。

平成18年度

市町村における地震防災対策アクションプログラムガイドライン作成のモデル事業を全国で初めて実施した。モデル市として「天理市」「橿原市」の2市の参画を得て、2市はそれぞれのアクションプログラムを作成し、本ガイドラインはその成果をまとめたものである。

平成19年度

県内の各市町村は本ガイドラインを参考にし、アクションプログラムを作成する。そのため、県は天理市及び橿原市と共にアクションプログラム作成の支援を行う。

2. アクションプログラムガイドラインの特徴

ガイドライン（右図参照）において、天理市、橿原市のアクションプログラムを見比べると、この2市に共通する戦略、また各々の個性がでている戦略を発見することができる。また、県のアクションプログラムとも比較ができる。

ガイドライン 1、2にそれぞれの市で工夫した策定スケジュール、策定体制が記されている。

ガイドライン 9には、県が、プログラムの実施・進捗状況をいかに把握したかについてまとめている。市町村が実施段階に入った際には、プログラム評価という観点で参考になる。

< 京都大学防災研究所 林春男教授のコメント >

県が平成17年度に策定したアクションプログラムは「奈良方式」と呼ばれる新しい策定方式を用い、部局横断型で全庁を挙げ、自分たちの課題に取り組みようとする姿勢を実現することで成功を収めた。この方式を市町村でも範にして実行し、平成18年度にモデル事業を実施した。モデル市として「天理市」「橿原市」の2市の参画を得て、それぞれの工夫でアクションプログラムを構築した。本ガイドラインはその成果をまとめたものであり、他市町村のアクションプログラム策定の手引書となるものである。

3. アクションプログラム作成支援

【目標】平成19年度以降、全ての市町村で地震防災対策アクションプログラムの策定を目指す

県は、天理市及び橿原市の実施状況を基に策定した本ガイドラインを広く市町村に周知します。

県は、本ガイドラインに基づく、市町村説明会を5月17日に開催し、県内を6ブロックにわけ、ブロック別にアクションプログラムを策定することを提案します。

提案後、市町村の意向調査を行い、県の支援体制を確立します。

県は、6ブロック毎に市町村のアクションプログラムの策定を支援します。

ブロック毎に、研修会1回、相談会2回実施する予定です。

4. 策定手順及び推進手順

策定手順

1. 市町村長がアクションプログラム策定の意思決定を行う
 - 1.1 アクションプログラムガイドラインの説明会に出席し、市町村長へ進言する
 - 1.2 市町村長が決断し、防災担当課に策定を指示する
 - 1.3 防災担当課は、策定方針を固める（県や他市町村と連携する）
 - 1.4 策定スケジュールを作成する
2. アクションプログラムの策定体制を確立する
 - 2.1 推進体制を検討する
 - 2.2 推進体制の設置要綱・名簿を作成する
 - 2.3 各課に就任依頼を行う
 - 2.4 地震対策推進会議を開催する
 - 2.5 地震対策推進調整会議を開催する
3. 戦略計画を策定する < 全体の取り組み >
 - 3.1 研修会を開催する
 - 3.2 アイデアを募集する
 - 3.3 アイデアを整理する
 - 3.4 第1回ワークショップを開催する
 - 3.5 第2回ワークショップを開催する
 - 3.6 【オプション】重点課題検討会を開催する
 - 3.7 戦略計画を市町村長に報告する
 - 3.8 成果報告会を開催する
4. アクションプログラムを策定する < 各課での取り組み >
 - 4.1 戦略計画の「アクション項目」毎に地域防災計画を基に担当課を割り振る
 - 4.2 「アクションプログラム実施事業シート」の作成を依頼する
 - 4.3 事業実施困難なアクション項目について、各課と調整を行う
 - 4.4 「アクションプログラム実施事業シート」等を基に「具体目標」を設定する
 - 4.5 アクションプログラム（事務局案）を取りまとめる
 - 4.6 市町村長の承認
5. アクションプログラムの推進体制を確立する
 - 5.1 アクションプログラムの推進体制を確立する
 - 5.2 進捗状況の評価方法を検討する
6. アクションプログラムを公表する
 - 6.1 【オプション】パブリックコメントの実施
 - 6.2 市町村長の承認
 - 6.3 アクションプログラムの公表及び周知

< ガイドラインの構成 >

市町村アクションプログラムガイドライン策定モデル事業

1 市町村アクションプログラム

2 モデル事業の概要

3 専門家の支援

4 市町村アクションプログラム策定支援

アクションプログラムの策定手順及び推進手順

下図参照

アクションプログラム事例集（県・天理市・橿原市）

1 アクションプログラムの概要

2 アクションプログラム体系図

3 アクションプログラム一覧

4 アクションプログラムの具体目標

資料

1 アクションプログラム策定スケジュール

2 アクションプログラム策定体制

3 研修会資料

4 天理市ワークショップ（第1回）資料

5 天理市ワークショップ（第2回）資料

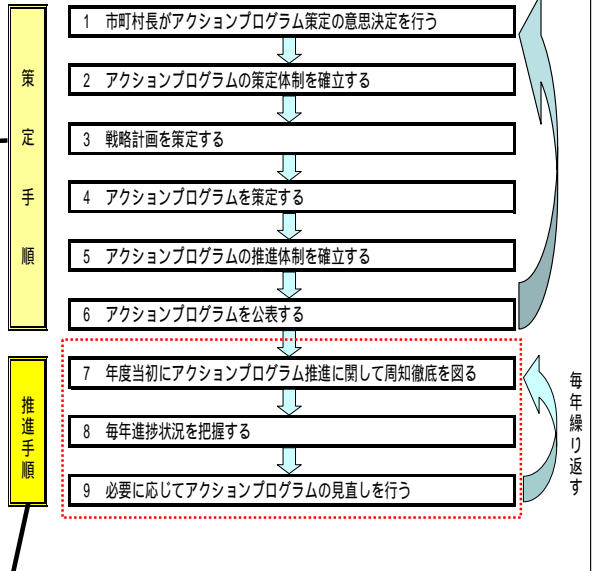
6 報告会資料

7 アクションプログラム実施事業シート

8 国の地震防災戦略

9 アクションプログラムの進捗状況

アクションプログラムの策定及び推進手順



推進手順

- 7 年度当初にアクションプログラム推進に関して周知徹底を図る
 - 7.1 各部長・課長への要請
 - 7.2 人事異動に伴う担当者の適切な引き継ぎを行う
 - 7.3 実施事業一覧の修正を行う
 - 7.4 アクションプログラムを推進する
- 8 毎年進捗状況を把握する
 - 8.1 進捗状況調査を行う
 - 8.2 進捗状況を取りまとめる
 - 8.3 ヒアリングを実施する
 - 8.4 ヒアリング結果をとりまとめる
- 9 必要に応じてアクションプログラムの見直しを行う
 - 9.1 節目の年にアクションプログラムを見直す